

## 南幌町建設工事等共同企業体取扱要綱

平成24年4月2日告示第23号の2  
改正 平成27年3月1日告示第11号の2  
平成30年3月30日告示第33号  
令和2年4月1日告示第59号

### (趣旨)

第1条 この要綱は、南幌町の工事発注に関し、工事の確実かつ円滑な施工を図るとともに、中小建設業者の健全な育成を図るために、建設工事等共同企業体を活用する場合の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 特定企業体 特定の工事の施工を目的として工事ごとに結成される特定建設工事等共同企業体をいう。
- (2) 経常企業体 優良な建設業者が継続的な協業関係を確保することにより、中小建設業者の経営力・施工力を強化することを目的として結成されるもので、施工する工事が特定されていない経常建設工事等共同企業体をいう。
- (3) 土木工事等 一般土木工事、農業土木工事、下水道工事、舗装工事をいう。

### (特定企業体による対象工事)

第3条 特定企業体により施工することができる工事は、次の各号に掲げる工事の種別に応じ、当該各号に定める予定価格以上のもので、工期、内容、技術的特殊性等を総合的に勘案し、特定企業体による施工が適当と認められる工事とする。

- (1) 土木工事等 9,000万円
- (2) 建築工事 1億4,000万円
- (3) 電気工事 2,500万円
- (4) 管工事 3,000万円

2 前項の規定にかかわらず、工期、内容、技術的特殊性等を総合的に勘案して技術力を特に集結する必要があると認められる工事は、特定企業体に施工させることができる。

### (構成員数)

第4条 特定企業体の構成員の数は、同一資格又は異なる資格の資格者による2社又は3社とする。

### (構成員の組合せ)

第5条 等級区分が設けられている工事に係る構成員の格付等級の組合せは、最上位等級業者同

士又は最上位等級業者及び第2順位等級業者との組合せとする。ただし、南幌町内に本店を有する第3順位等級業者を構成員とすることができる。

2 前項の組合せにおいて、1つの企業は、当該工事に係る2以上の特定企業体を結成することができない。

#### (構成員の資格要件)

第6条 特定企業体のすべての構成員は、次に掲げる要件を満たす者でなければならない。

- (1) 発注工事に対応する工事種別について、南幌町競争入札参加資格を有していること。
- (2) 発注工事に対応する建設業法(昭和24年法律第100号)の許可業種(以下「許可業種」という。)につき、許可を受けてから営業年数が3年以上あること。
- (3) 発注工事を構成する一部の工種を含む工事について元請としての実績があり、かつ、当該発注工事規模と同程度の工事を施工した経験を有していること。ただし、相当の施工実績を有し、確実な共同施工が確保できると認められる場合は、この限りでない。
- (4) 発注工事に対応する許可業種に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を工事現場に専任で配置することができること。
- (5) 前4号に掲げるもののほか、町長が必要と認める資格要件を有していること。

#### (結成方法)

第7条 特定企業体は、南幌町競争入札参加資格を有する者の任意の組合せにより結成されなければならない。

2 代表者は、構成員において決定された者とする。この場合において、代表者は、円滑な共同施工を確保するため中心的な役割を担うのにふさわしい者とし、格付等級が異なる場合の構成は、最上位等級の者でなければならない。

#### (出資の割合)

第8条 特定企業体の各構成員の出資の割合は、均等割の10分の6以上でなければならない。この場合において、代表者の出資の割合は、他の構成員の出資の割合を下回ってはならない。

2 前項の規定は、異なる資格の資格者による組合せの場合は適用しない。

#### (入札参加資格申請等)

第9条 特定企業体を結成しようとする構成員は、町長が公示により指定する日までに特定企業体を結成し、次に掲げる書類により入札参加資格審査の申請をしなければならない。

- (1) 特定建設工事等共同企業体競争入札参加資格審査申請書(様式第1号)
- (2) 特定建設工事等共同企業体協定書(様式第2号、様式第3号)
- (3) 前2号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

2 町長は、特定企業体から前項の規定により申請書等の提出があったときは、特定企業体としての条件を具備しているかどうかを審査のうえ、入札参加資格の有無を決定し、その旨を当該特定企業体に通知するものとする。

(指名等の方法)

第10条 町長は、発注工事に係る入札参加者の指名又は公募を行う場合においては、特定企業体と単体企業とを混合した指名又は公募を行うことも差し支えないものとする。

(存続期間)

第11条 発注工事の契約の相手方となった特定企業体の存続期間は、当該工事の請負の履行後(跡請保証をしている場合は、当該跡請保証の義務完了後) 3か月を経過するときまでとする。

2 発注工事の契約の相手方とならなかった特定企業体の存続期間は、当該工事に係る請負契約が締結されたときまでとする。

(経常企業体による対象工事)

第12条 経常企業体により施工することができる対象工事は、特定企業体により施工する工事以外の工事で、原則として当該共同企業体の各構成員が認定された等級のうち、最上位の等級に対応する予定価格の規模の工種とする。

(構成員数)

第13条 経常企業体の構成員の数は、同一業者の資格による場合は2社又は3社とし、異なる資格の組合せによる経常企業体(以下「乙型」という。)の場合は、分担する工事の資格の種類の数と同一であり、かつ2社又は3社とする。

(構成員の組合せ)

第14条 等級区分が設けられている工事に係る構成員の格付等級の組合せは、最上位等級業者及び第2順位等級業者との組合せとする。ただし、下位の等級業者等に十分な施工能力があると判断される場合には、直近2等級までに認定された有資格業者の組合せを認めることも差し支えないものとし、第2順位等級業者同士の組合せであっても、いずれかの構成員の総合数値に10パーセントを加算し、その構成員が最上位等級に位置づけられた場合には、これを最上位等級業者として取り扱うものとする。

(構成員の資格要件)

第15条 経常企業体のすべての構成員は、次に掲げる要件を満たす者でなければならない。

- (1) 登録を希望する工事種別について、南幌町指名競争入札参加資格を有し、かつ、北海道内に主たる営業所を有していること。
- (2) 発注工事に対応する許可業種につき、許可を受けてから営業年数が3年以上あること。ただし、相当の施工実績を有し、確実かつ円滑な共同施工ができると認められる場合は、3年未満であっても同等として取り扱うことができるものとする。
- (3) 発注工事を構成する一部の工種を含む工事について元請としての実績があり、かつ、発注工事規模と同程度の工事を施工した経緯を有していること。なお、元請としての実績がない構成員が当該工事を確実かつ円滑に共同施工できる能力を有すると認められる場合は、下請として工事を施工した実績があること。

- (4) 構成員のいずれかが許可業種に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を工事現場に専任で配置し得ること。この場合において、他の構成員は、兼任とすることができるものとする。なお、乙型の場合は、各構成員が分担する工事に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を工事現場に専任で配置するものとする。
- (5) 前4号に掲げるもののほか、町長が必要と認める資格要件を有していること。

(結成方法)

第16条 経常企業体は、南幌町競争入札参加資格を有する者の任意の組合せにより結成されなければならない。

2 代表者は、構成員において決定された者とし、出資比率の一番多い者とする。

(出資の割合)

第17条 経常企業体の各構成員の出資の割合は、均等割の10分の6以上でなければならない。ただし、乙型の場合を除く。

(登録)

第18条 1つの企業が経常企業体を結成して登録できるのは、1工種1回限りとし、複数の工種に登録する場合の経常企業体の数は、2までとする。ただし、乙型の登録回数は、異なる組合せごとに1回とする。

(入札参加資格申請等)

第19条 経常企業体を結成しようとする構成員は、町長が公示により指定する日までに経常企業体を結成し、次に掲げる書類により入札参加資格審査の申請をしなければならない。

- (1) 経常建設工事等共同企業体競争入札参加資格審査申請書(様式第5号)
- (2) 経常建設工事等共同企業体協定書(様式第6号、様式第8号)
- (3) 前2号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

(指名等の方法)

第20条 町長は、発注工事に係る入札参加者の指名又は公募を行う場合においては、経常企業体と単体企業とを混合した指名又は公募を行うことも差し支えないものとする。ただし、乙型については、原則、混合した指名又は公告は行わないものとする。

(存続期間)

第21条 経常企業体の存続期間は、町長が別に定める。

(解散及び脱退等)

第22条 経常企業体は、正当な理由なく解散してはならない。ただし、構成員全員の同意があり、かつ、町長が認めたときは、この限りでない。

2 前項の規定は、構成員の脱退について準用する。

3 登録期間中の構成員の組合せの変更は、認めない。

(共同企業体との契約)

第23条 共同企業体による請負契約書の相手方は、構成員の連名とする。

2 請負契約書には、共同企業体協定書(写し)のほか、経常企業体(甲型)にあつては、経常建設共同企業体附属協定書(甲)(様式第7号)を、特定企業体(乙型)にあつては特定建設工事共同企業体協定書第8条に基づく協定書(様式第4号)を、経常企業体(乙型)にあつては経常建設共同企業体協定書第8条に基づく協定書(様式第9号)を、それぞれ添付させるものとする。

(その他)

第24条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

附 則(平成27年3月1日告示第11号の2)

この告示は、平成27年3月1日から施行する。

附 則(平成30年3月30日告示第33号)

この告示は、平成30年4月1日から施行する。

附 則(令和2年4月1日告示第59号)

この告示は、令和2年4月1日から施行する。